



が結ばれておりますが、この時点で、各銀行は、中央開発(株)の借金約八億円と商業開発(株)の借金約十四億円の「借金支払い必要額」を、中央街区再開発組合へ「新たに貸し付け措置」を行い、中央街区再開発組合が、二つの会社に「貸

付」を行い、二つの会社は、銀行支払いを完了し、そのかわり、中央街区再開発組合へは、借金ができるという「借り換え措置」を行っています。そして、銀行と組合の間で「自動振り替え契約」を行い、市からの補助金、保留床処分金が入金されれば、銀行支払いに使われるという実態になっています。

いかに、権利者で作った民間会社であるとはいえ、補助金は、あくまで「再開発事業推進費」であり、中央開発(株)や商業開発(株)が、どんなに、再開発事業に必要な関係事業を行ってきた会社であるとはいえ、この民間会社の「銀行の借金支払いに使われる」ということは、絶対にあってはならないことです。

補助金の使われ方、という意味で、中央街区組合の平成六年七月二日設立総会、平成六年九月の理事会などの決議事項を精査しておれば、結果的に「工事代未払い」となった「補助金の流れ」は、一定程度止められたと思われる部分があると指摘をしておきます。

そもそもでいいますと、資金不足、という事態がおこった理由は、「過大補償費」「差損を被ってまでの取引」「事務費の増大・金利の増大」などであることは、関係者の中では「熟知した事実」であったもので、対策を講じないままに、再開発事業を推進し、市議会に予算を提案し、議決させてきた行政責任も問われなくてははいけません。

百条を付した特別委員会への移行について

一年三ヶ月に及ぶ調査の中から、当委員会は、地方自治法第百条の調査権を付した委員会への移行をできるだけ早く行い、「百条特別委員会」を作っても、六月議会をまたないで結論を出せるように、議員全員のご理解を戴く議案を提出したいと考えています。

市民の皆さんにご理解を戴きたいのは、議会がもっています、地方自治法第